平成２８年労第４２７号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

理　　由

第１　再審査請求の趣旨及び経過

１　趣　　旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

２　経　　過

請求人は、平成○年○月○日、Ａ所在のＢ会社（以下「会社」という。）に雇用され、派遣先のＣ会社において就労していたところ、同年○月○日、ＰＯＳレジを台車に乗せようとして不自然な姿勢になり腰を負傷し、翌日、Ｄ医院に受診し「腰椎捻挫」と診断され、平成○年○月○日、Ｅ病院に転医し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「原傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成○年○月○日に治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第１に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第１４級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、治癒後もＥ病院において国民健康保険により治療を継続していたが、請求人によると、平成○年○月○日、自宅でテレビを見ていたところ、突然腰に激痛が走り、右下肢にしびれが生じたという。請求人は、同日、同病院に受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は原傷病の再発であるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらにこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第２　再審査請求の理由

（略）

第３　原処分庁の意見

（略）

第４　争　　点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第５　審査資料

（略）

第６　事実の認定及び判断

１　当審査会の事実の認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人は、本件傷病は平成○年○月○日に発症した原傷病の再発である旨主張していることから、再発の認定要件に基づいて、以下検討する。

（２）Ｆ医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、要旨、「ＭＲＩ画像上及び臨床上、原傷病の症状固定時と本件傷病発症後を比較しても、著変は認められない。」、「本件傷病発症後も疼痛に対して薬物療法を継続しているが、明らかな麻痺所見、脱力所見は認められないまま経過している。」として、請求人の腰部の激痛、右足のしびれ、脱力感等といった自訴とは大きく乖離するものの、医学的には再発とは認めがたい旨述べている。また、Ｇ医師は、平成○年○月○日付けの障害認定実地調査書において、要旨、画像所見からは増悪はみられないなど、請求人の自訴を説明できる医学的所見は認められず、本件傷病を原傷病の再発とは認め難いとして、Ｆ医師と同様の医学的見解を述べている。

（３）そうすると、上記医学的意見等を踏まえれば、請求人が主張する本件傷病の症状は、他覚的な検査所見とは合致しない「自覚症状のみ」に留まり、再発の認定要件の１つである「症状固定時の状態からみて、明らかに症状が悪化して

いること」には該当しないものと認められる。また、本件傷病の発症後に施された治療内容は、原傷病の症状固定時と何ら変わらない薬物療法（対症療法）に留まっていることから、再発の認定要件である「療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること」にも該当しないことは明らかである。

したがって、当審査会としては、請求人の本件傷病は再発の要件を満たしておらず、本件傷病を原傷病の再発と認めることはできない。

なお、請求人は、症状固定後にデスクワーク等の軽易な作業に従事したことが２、３回ある旨述べているが、これらの作業に関連して、腰部の急激な症状の悪化を招いた災害等の事実は確認できない。

３　以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。